

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第26回新城市農業委員会総会を開会します。

議長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員8番委員
農業委員10番委員にお願いします。

議長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第104号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第104号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。
申請番号1番。譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。
申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻がおり、それぞれ農作業歴は申請者3年、妻0年で、農作業に必要な農機具を導入予定です。年間予定従事日数は申請者250日、妻150日であり、必要な農作業従事を行っています。取得後の経営予定面積は2,754㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻・菌床しいたけの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号2番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は50年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者120日であり、必要な農作業従事を行っています。取得後の経営予定面積は6,572㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、蔬菜・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号3番。譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。
申請地は耕作者の自宅から徒歩1分であり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴はなく、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者150日であり、必要な農作業従事を予定しています。取得後の経営予定面積は、同時申請の利用権設定を含めて2,987㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、梅・赤しそ・なすの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。
申請番号4番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。
申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者・子・子の夫がおり、農作業歴は申請者40年、子・子の夫共に20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者250日、子150日、子の夫100日であり、必要な農作業従事を行っています。取得後の経営予定面積は3,118㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、さといもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

	<p>申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。</p> <p>申請地は耕作者の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者35年、妻30年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者200日、妻150日であり、必要な農作業従事をしています。取得後の経営予定面積は4,555㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号6番。この案件について、譲受人は農地付き住宅購入による新規就農のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請地は譲受人が購入予定の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は0年であり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者150日であり、必要な農作業従事を予定しています。取得後の経営予定面積は2,034㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、栗と茶・花木の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号7番。この案件について、譲受人の経営規模拡大と、申請地の隣地に農地があり都合がよいため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が18年、妻が11年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>年間予定従事日数は申請者320日、妻280日であり、必要な農作業従事をしています。取得後の経営予定面積は14,339㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、小菊と野菜(里芋)の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号8番。この案件について、譲受人の経営規模拡大と、申請地の隣接地に耕作地があり都合がよいため、また譲渡人は会社勤めが忙しく管理困難なため、売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩で4分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は申請者が50年、妻が40年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。年間予定従事日数は申請者180日、妻110日であり、必要な農作業従事をしています。取得後の経営予定面積は5,093㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から8番について、許可することを原案といたします。</p> <p>第104号議案の説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第104号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第104号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第105号議案の農地法第4条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第105号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。転用3件です。議案書6ページをご覧ください。

	<p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請者は、市内在住の兼業農家です。所有する農業用倉庫が手狭となり、今後の農業を円滑に営むため、自宅近くの申請地に農業用倉庫を新築するものです。農地区分は、区分表の第2種農地の③に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率は100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請地は昭和63年ごろより当該地を住宅敷地として利用していましたが、今般当該地が農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。以前より住宅敷地として利用していたことへの始末書が添付されております。農地区分は、区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、住宅敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われま。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請地は平成14年ごろより当該地を倉庫・駐車場として利用していましたが、今般当該地が農地であることが判明したため、是正をかねて申請をするものです。以前より倉庫・駐車場として利用していたことへの始末書が添付されております。農地区分は、区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件は集落に接続して設置される、住宅又は申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫・駐車場としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等の営農へ支障はないと思われま。</p> <p>以上、第105号議案3件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。</p> <p>第105号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第105号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第105号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第106号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第106号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>所有権移転9件、使用貸借権設定1件、賃借権設定2件です。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は広島県にて売電事業を営んでおり、愛知県内に複数個所の発電施設を所有しております。今般、事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、区分表、第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第</p>

3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。
次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号1番から3番について、それぞれ事業者・事業計画が同一である案件であるため、一括で説明させていただきます。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は広島県にて売電事業を営んでおり、愛知県内に複数個所の発電施設を所有しております。今般、事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、区分表、第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

譲受人は静岡県にて電力小売事業を営んでおり、耕作困難の農地を有効活用する自然エネルギー事業の展開をしております。今般、事業用適地として渡人と売買の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、お手元の農地区分表、第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率もそれぞれ100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

番号5番～9番は関連し案件であるため、一括でご説明をさせていただきます。

申請者、申請地記載のとおり。

譲受人はそれぞれ豊田市にて売電事業を営んでおり、事業拡大に伴い安定的な電力を確保するため、土地の管理が困難となっていた所有者と売買・賃借の合意にいたり、申請地を太陽光発電施設とするものです。農地区分は、お手元の区分表、第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

番号10番・11番は関連し案件であるため、一括でご説明をさせていただきます。転用計画が3000㎡を超えるため、愛知県農業会議の諮問案件となります。

申請者、申請地記載のとおり。

借人は名古屋市にて経営コンサルタント業を営んでおります。申請地は今後耕作放棄地拡大が懸念される中山間地域であるため、交流人口を増やし、地域活性化を図るためと当該地をキャンプ場・駐車場とするものです。農地区分は、区分表の上記いずれにも該当しない農地であるので、第2種農地に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、いずれも全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

以上、第106号議案12件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。

議案の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

委員	<p>4番について補足します。本市以外に十数か所の発電施設を設置する計画とのことでした。銀行から融資を受けた借入金で事業を行っていく予定ですが、決算書の資料をみると、非常に業績に不安を覚えてしまう内容でした。しかし、国からの太陽光発電促進に関する補助金の交付決定を受けた事業者であるため、銀行融資を受けることができたようです。事業費の半額も補助を受けられるようです。</p> <p>新しい国の制度や補助金を活用した発電事業者のうごきが活性化しているようです。今後このような案件が出てくると思いますので、情報共有をさせていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>第106号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第106議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>次に第107号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第107号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 賃借権設定47件、使用貸借権設定27件です。 (議案書のとおり朗読)</p> <p>以上、番号1番から74番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第107号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1から第6、報告案件計31件について説明いたします。 (議案書の内容を朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>

議 長	以上をもちまして第26回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
-----	--